

「乳児等通園支援事業」に係る  
堺市社会福祉審議会規程の一部改正について

◆改正趣旨

令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」による改正後の児童福祉法では、乳児等通園支援事業の実施や認可に関する規定が新たに設けられました。

この中で、市町村は乳児等通園支援事業の実施に関する認可に際して、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を聴かなければならないと規定され、その施行期日は令和7年4月1日とされています。

このため、堺市では、本社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の、「幼保連携型認定こども園等認可審査部会」が審議する事項に、乳児等通園支援事業を加えるものです。

※参考

児童福祉法

第三十四条の十五

市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四（略）

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

◆改正案

別添「資料1」のとおり（下線網掛け部分が改正対象）

◆新旧対照表

別添「資料2」のとおり（下線網掛け部分が改正対象）